

## 中小企業経営強化税制・固定資産税特例に関する 証明書発行についてのお知らせ

中小企業経営強化税制・固定資産特例による税制証明書発行業務につきましては、平成 31 年 3 月 31 日で終了となりました。

但し、平成 31 年度の税制改正により、法人税、所得税、法人住民税、事業税に関する生産性向上設備（A 類型）及び収益力強化設備（B 類型）の適用期限が 2 年間延長（2021 年 3 月 31 日迄）されることとなりました。

参考：生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置について

平成 30 年 6 月 6 日から、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置が施行されています。

当工業会では本申請発行業務を 2021 年 3 月 31 日まで引き続き行いますのでよろしく願いいたします。

上記制度の詳細につきましては工業会ホームページ掲載の資料 1（【生産性向上特別措置法】先端設備等導入計画について 平成 30 年 7 月）をご参照下さい。

なお、ご不明な点がございましたらお気軽に日本医療機器工業会中小企業税制証明書発行業務担当者までご連絡ください。